

各 位

会 社 名 日 邦 産 業 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 岩佐 恭知 (JASDAQ・コード 9913) 問合せ先 取締役コーポレート本部長 三上 仙智 (TEL、 052-218-3161)

株主総会決議取消訴訟(控訴審)の判決(勝訴)に関するお知らせ

当社は、2021年8月19日付「当社に対する控訴の提起に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、フリージア・マクロス株式会社(以下「フリージア・マクロス社」といいます。)から、当社を被控訴人とした控訴(以下「本件控訴」といいます。)の提起を受けていましたが、本日、名古屋高等裁判所より控訴審判決の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決に至る経緯

2021年7月13日付「株主総会決議取消訴訟の判決(勝訴)に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、フリージア・マクロス社は、当社の2020年6月24日開催の第69期定時株主総会における「第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件」の決議(以下「本件決議」といいます。)に関し、決議の方法が法令に違反しており取り消されるべきであるとして、本件決議の取消しを求めて株主総会決議取消訴訟を名古屋地方裁判所に提起しておりましたが、2021年7月13日、フリージア・マクロス社の請求を棄却し、訴訟費用はフリージア・マクロス社の負担とするとの判決(以下「第一審判決」といいます。)の言渡しがありました。これに対して、フリージア・マクロス社は、第一審判決を不服として、名古屋高等裁判所に対し、本件控訴を提起したものです。

2. 判決の内容

- (1) 第一審判決を取り消す
- (2) フリージア・マクロス社の訴えを却下する
- (3) 訴訟費用は第一審、第二審ともフリージア・マクロス社の負担とする
- 3. 本件控訴の概要

(1) 裁判所名古屋高等裁判所(2) 控訴日2021年7月27日(3) 控訴状送達日2021年8月19日

(4) 控訴の内容 第一審判決を取り消す

本件決議を取り消す

訴訟費用は第一審、第二審とも当社の負担とする

4. 本件控訴を提起した者

名 称 フリージア・マクロス株式会社

所在地 東京都千代田区神田東松下町17番地

代表者 代表取締役 奥山 一寸法師

5. 判決のあった裁判所および年月日

(1) 裁判所 名古屋高等裁判所

(2) 年月日 2022年2月18日

6. 今後の見通し

本件控訴については、控訴審段階で訴えの利益が消滅したという形式的理由による判断となったものの、第一 審判決が実質的に否定されたものではなく、控訴審判決においても公正かつ妥当な判断が示されたと考えており ます。当社といたしましては、今後も、適法で適正な株主総会運営に努めて参ります。

また、2021年3月22日付「訴状受領に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、フリージア・マクロス社は、本件控訴における取消の対象である本件決議の無効確認を求めて訴訟(以下「別件訴訟」といいます。)を提起しております。

当社は、本件決議は適法かつ適正に行われたものであり、その内容も法令に違反するものではないと確信して おりますので、本件控訴と同様に、別件訴訟においても、本件決議の適法性等を粛々と主張してまいります。

なお、現時点において、本件控訴の判決による当社業績への影響はありません。

以上